

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

女性の活躍推進をはじめ、全ての職員が働きやすい職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

○ 計画期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間とする。

○ 目標と取組内容・実施時期

≪目標≫ 法人全体の年次有給休暇所得率を計画期間内で10%アップさせる

【取組内容・実施時期】

長時間労働に対する考え方の変化、ワークライフバランスの意識づけを目的とし、法人全体の年次有給休暇取得率を向上させる。

令和4年4月～ 所属別の前年度の年次有給休暇取得率を支所長・所長会議にて報告し、共有する。

令和4年10月～ 支所長・所長会議にて年次有給休暇取得状況を確認する。

毎年度末・年度当初に年次有給休暇取得状況を確認

また、年次有給休暇の取得について、支所長・所長会議を通じて、はたらきかける。